都市計画法第２９条第１項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので，同法第３６条第３項の規定により公告します。

平成１９年　2月　2日

京都市長　桝　本　賴　兼

1　許可年月日及び許可番号

平成１８年　9月２２日　第３４５６号

2　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市伏見区桃山町山ノ下10番地の1（一部），10番地の2（一部），10番地の3（一部），13番地の6（一部），15番地の2，19番地の27，23番地の1，23番地の8，24番地の1（一部），24番地の2（一部），25番地の2（一部），25番地の12（一部），87番地の1（一部）及び87番地の2

3　許可を受けた者の住所及び氏名

京都市伏見区桃山町山ノ下32番地

株式会社山仲工業所

代表取締役　山仲修矢

（都市計画局都市景観部開発指導課）